

花巻市の男女共同参画に関する施策について 【資料1】

男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条より)

■法令・条例との関係

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日施行）

市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。（第14条第3項抜粋）

岩手県男女共同参画条例（平成14年10月9日施行）

県は、市町村が行う男女共同参画計画等の策定や市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（第18条抜粋）

花巻市男女共同参画推進条例（平成18年1月1日施行）

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（第4条抜粋）



■第2次花巻市男女共同参画基本計画「男女が互いに認め合い、ともにきらめくまち」の実現に向けて

計画の概要

基本計画概要版を参照

計画の推進体制

諮問機関	庁内推進組織	地域での推進
男女共同参画審議会 市民により組織。 施策等に関する調査審議を行う。	男女共同参画推進幹事会 市における男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むため設置。 男女比や年代構成を勘案し、各部等の代表者で組織。	男女共同参画推進員 男女共同参画を円滑に推進するため、県の男女共同参画サポーター養成講座終了者など17人（H29.4.1現在）を委嘱。



＜花巻市男女共同参画推進条例＞（審議会関係条項）

- ・基本計画の策定（第8条第2項）
- ・基本的施策（第9条第1項第4号）
- ・男女共同参画審議会（第13条～第16条）
- ・庶務～審議会の庶務は地域振興部において処理（第17条）

～ 花巻市男女共同参画推進8カ条 ～

事業を実施する前・実施した後に、以下のような配慮を行ったか確認しましょう！

(各事業の特徴に応じて配慮すべき項目は異なります。)

① 企画・立案段階で男女の意見を反映し、男女それぞれの視点を配慮して事業を実施しましょう。

◎ 男女の視点を考慮することで、男女でしか気が付かない視点を考慮することができます。事業の対象者が男性もしくは女性の場合でも、双方の意見を取り入れるように努めましょう。

② 利用・参加・対象者を男女別に固定せず、また双方が気兼ねなく利用・参加できるように努めましょう。

◎ 対象者を固定する場合は、必要性を再検討してみましょう。ただし、格差を是正するためにどちらかを優遇することは可能です。また、固定しない場合でも男女が参加しやすいように工夫しましょう。

③ 広報やホームページ等の文書などの表現は男女共同参画に配慮する(男性・女性に偏った表現などを使用しない)よう努めましょう。

◎ 市で周知を行う際は、男性だから、女性だからといった表現は使用しないようにしましょう。

④ 誰もが利用・参加しやすいよう、日時、場所を設定し、利用・参加の促進に努めましょう。

◎ 市で日時や場所を設定する事業の場合は、利用・参加者の属性を考えて設定することでより多くの利用・参加が望めます。

⑤ 妊産婦や子ども連れ、高齢者や障がい者等が利用・参加しやすい環境づくり、会場設定に努めましょう。

◎ 利用・参加を困難とする市民の参加が想定される場合は、交通の便や点字等の設備を考慮した会場を設定し、準備(広い通路の確保、障害物の撤去等)を行うように努めましょう。

⑥ 保育のサポート等の配慮を実施するように努めましょう。

◎ 子ども連れの利用・参加者が想定される場合は、保育のサポート等を行い、子ども連れでも気軽に利用・参加できるように努めましょう！各課で保育予算を措置！

⑦ 利用・参加・対象者に対してアンケートや意見交換会等を行い、利用・参加・対象者の意見を反映させるように努めましょう。

◎ 利用・参加・対象者の意見等を反映させ、より実用的、効果的に事業を展開させるように努めましょう。

⑧ 利用・参加・対象者の男女別、年齢別人数を把握し、利用・参加・対象者を想定し対応策を検討できるように努めましょう。

◎ 利用・参加・対象者の傾向を把握(男性が多い、50代が多い、子育て世代が参加している等)することで、次回に向けた対策(女性を増やすためには、若い世代を増やすためには、次回は保育サポートを実施した方がよいのではないか等)を講じるように努めましょう。